

令和2年7月31日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ACアダプター（ノートパソコン用）に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
（うちガスこんろ（都市ガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 4件
（うちLEDランプ（環形）1件、タブレット端末1件、電子レンジ1件、ACアダプター（ノートパソコン用）1件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 14件
（うちウォーターサーバー1件、介護ベッド1件、扇風機1件、
自転車2件、ノートパソコン1件、高圧洗浄機1件、
温水洗浄便座1件、電子レンジ1件、
バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）1件、エアコン1件、
食器（コップ、樹脂製）1件、電動アシスト自転車1件、
電気こたつ1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したACアダプター（ノートパソコン用）について（管理番号：A202000292）

① 事故事象について

株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したACアダプター（ノートパソコン用）及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

② 当該製品のリコール（無償部品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品に付属の一部のACアダプターについて、製造上の不具合により、DCプラグ部の絶縁性能が低下し、異常発熱して発火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018年（平成30年）6月22日にウェブサイトへ情報掲載を行うとともに、同月25日に新聞社告を行い、対象ACアダプターをお持ちの方に対し、無償部品交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品（管理番号：A202000292）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③ 対象製品：ACアダプター部品番号、製造期間、対象台数

ACアダプター部品番号	製造期間	対象台数
G71C0009S210	2011年2月、3月、6月	70,742
G71C0009T110	2009年12月、 2010年3月～7月	327,256
G71C0009T210	2011年1月～4月	114,179
G71C0009T116	2011年7月	4,855
合 計		517,032

2018年（平成30年）6月22日からリコール（無償部品交換）を実施
回収率：16.2%（2020年6月30日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです（「ノートパソコン」又は「デスクトップパソコン」として公表しています。）。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020年度	3	火災	2014年度	0	—
2019年度	8	火災	2013年度	0	—
2018年度	8	火災	2012年度	0	—
2017年度	4	火災	2011年度	0	—
2016年度	4	火災	2010年度	0	—
2015年度	1	火災			

※当該事故（管理番号：A202000292）は含まない。

<ACアダプターの外観及び確認方法>

ACアダプターに貼付のシールに部品番号が記載されていますので、以下を参考に御確認ください。

G71C0009S210



G71C0009T110



G71C0009T210



G71C0009T116



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、直ちにパソコン本体及びコンセントからACアダプターを外して使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook ACアダプター交換窓口」

電話番号：0120(008)772

受付時間：9時～19時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：http://dynabook.com/assistpc/info/2018/201806_aca.htm

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：加藤、鈴木、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：関根、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202000290	令和2年7月6日	令和2年7月28日	ガスこんろ(都市ガス用)	GC-66R(テガ三洋工業株式会社)(現 三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社)(三洋電機株式会社ブランド)	テガ三洋工業株式会社(現 三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社)(三洋電機株式会社ブランド)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。使用状況を含め、原因を調査中。	福岡県	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202000285	平成31年3月1日	令和2年7月27日	LEDランプ(環形)	ECR225-012DK57	エコデバイス株式会社(輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を熔融する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	令和2年5月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成31年3月31日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202000287	令和2年6月25日	令和2年7月27日	タブレット端末	A1789	株式会社メディエーター(輸入事業者)	火災	店舗で、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	広島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年6月25日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202000288	令和2年7月16日	令和2年7月27日	電子レンジ	NE-AT70	松下住設機器株式会社(現 パナソニック株式会社)	火災	当該製品を使用後、当該製品を焼損し、周辺を熔融する火災が発生した。現在、原因を調査中。	兵庫県	製造から25年以上経過した製品 令和2年7月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000292	令和2年7月8日	令和2年7月28日	ACアダプター(ノートパソコン用)	G71C0009S210	株式会社東芝(現 Dynabook株式会社) (輸入事業者)	火災	当該製品をノートパソコンに接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	ノートパソコンに関する事故 (A202000291)と同 一 令和2年7月30日に 消費者安全法の重 大事故等として公表 済 平成30年6月22日 からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:16.2%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000283	令和2年7月14日	令和2年7月27日	ウォーターサーバー	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000284	令和2年7月16日	令和2年7月27日	介護ベッド	死亡1名	使用者が当該製品と壁の間に挟まった状態で発見され、死亡が 確認された。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、現 在、原因を調査中。	滋賀県	
A202000286	令和2年7月9日	令和2年7月27日	扇風機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が 発生した。使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から15年以上 経過した製品
A202000289	平成28年10月23日	令和2年7月28日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、転倒、負傷した。事 故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年7月13 日
A202000291	令和2年7月8日	令和2年7月28日	ノートパソコン	火災	当該製品に当該製品の付属品ではないACアダプターを接続し て使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該 製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	ACアダプター(ノー トパソコン用)に関 する事故 (A202000292)と同 一
A202000293	令和2年7月21日	令和2年7月28日	高圧洗浄機	火災 軽傷4名	作業場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損し、4名 が軽傷を負った。当該製品に起因するの、他の要因かも含 め、現在、原因を調査中。	長崎県	
A202000294	令和2年7月15日	令和2年7月28日	温水洗浄便座	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当 該製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査 中。	福島県	令和2年7月22日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済
A202000295	令和2年7月15日	令和2年7月28日	電子レンジ	火災	保育園で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災 が発生した。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、現 在、原因を調査中。	東京都	
A202000296	令和2年7月5日	令和2年7月29日	バッテリー(リチウム イオン、電動工具 用)	火災	作業場で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災 が発生した。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、現 在、原因を調査中。	岐阜県	
A202000297	令和2年7月13日	令和2年7月29日	エアコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因 するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	製造から20年以上 経過した製品
A202000298	令和2年6月29日	令和2年7月29日	自転車	重傷1名	子供(12歳)が当該製品で走行中、自動車に衝突し、転倒、負傷 した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年7月20 日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000299	令和2年4月20日	令和2年7月29日	食器(コップ、樹脂製)	重傷1名	当該製品を使用して電子レンジで加熱したところ、当該製品が破損し、火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岡山県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月15日
A202000300	令和2年6月6日	令和2年7月29日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、自動車に接触し、転倒、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月20日
A202000301	令和2年2月8日	令和2年7月29日	電気こたつ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年3月5日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年7月22日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

タブレット（管理番号： A202000287）



電子レンジ（管理番号： A202000288）

